関川ゴミマップ

良好な河川環境のために！（関川・保倉川編）

～今、私たちの身近な河川はゴミの不法投棄で大変よごれています～

川辺で食べた弁当・空き缶・空きビンのポイ捨て、不要になった家電類、自転車、廃タイヤ、コンクリート殻、雑誌など・・・。***なぜ棄てるのでしょう？***分別するのが面倒？棄てた方が早い？　ゴミの不法投棄は**「犯罪行為」**です。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、一般廃棄物を投棄した場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条」

棄てたゴミはどうなるのでしょう？ゴミの不法投棄は、水質や景観など河川環境を悪化させるだけではなく、魚や鳥などの生態系にも悪影響を与えます。またゴミを処分するためには多額の費用がかかります。豊かな自然で人々の憩いの場となっている河川敷では散歩やジョギング、スポーツ、レクリエーションなど多くの人々から利用され、また河川管理者と地域一体で努力し、親しみある川づくりを行っています。良好な河川環境を保つためにもゴミの不法投棄をなくしましょう。

※平成21年4月1日から家電リサイクル法が改正され、エアコン・テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機の4種類に加え「衣類乾燥機」が対象品目に加わり、更にテレビが「ブラウン管式」「液晶テレビ」「プラズマテレビ」に細分化されました。対象家電を処分される場合は家電メーカーや電気店などにご相談下さい。

経済産業省HP家電リサイクルについて（http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/）

【通報先】
- ★上越警察署(025-521-0110)
- ★上越市役所(生活環境課)(代表025-526-5111)
- ★新潟県上越地域振興局健康福祉環境部（上越保健所）(025-524-6133)
- ★国土交通省高田河川国道事務所河川管理課(025-523-4550)

関川・保倉川　河川パトロールが発見した不法投棄件数

令和6年度

令和4年度（4月～3月）124件　令和5年度（4月～3月）62件　令和6年度（4月～3月）79件

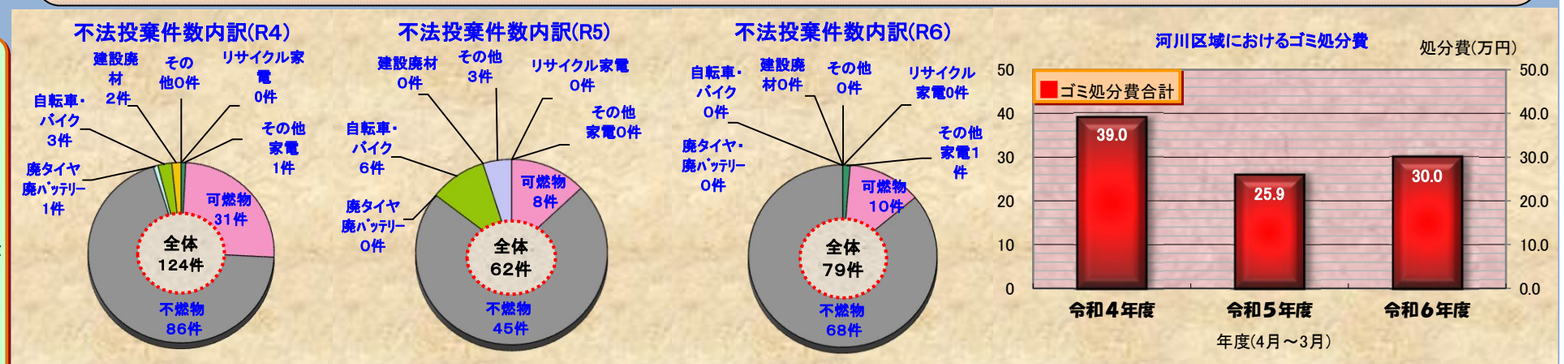

国土交通省が管理する関川(河口～12.2K)、保倉川(関川合流部～佐内橋)の河川区域での河川パトロールで発見したゴミの不法投棄件数は、令和4年度124件、令和5年度62件、令和6年度79件となっています。令和6年度の内訳ではダンボール及び紙類等の可燃物、空缶・空瓶やプラスチック容器等の生活に密接した不燃物が大多数を占め、過去に自転車等も投棄されています。また、河川区域におけるゴミ処分費は、**令和4年度約39万円、令和5年度約26万円、令和6年度約30万円**となっています。河川はゴミ箱ではありません。ゴミを捨てることによって川が汚れ、地球全体の環境を悪化させることにもつながります。みんなで環境意識を高めましょう。

※ゴミ処分費は、投棄物の種類や投棄量によって変動します。又、地域の皆さんの環境活動で集積されたゴミも含まれています。

罰　則

個人：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金
又はこれを併科

凡　例

種　類	表示色	具体的なゴミの内容
リサイクル家電	●	テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンなど
その他の家電	●	電子レンジ、ビデオデッキ、オーディオ、ファンヒーターなど
可燃物	●	紙屑、ダンボール、新聞雑誌、生ゴミ、家具、衣類など
不燃物	●	鉄くず、プラスチック類、空き缶、空きビン、ペットボトル、玩具、カーペットなど
廃タイヤ・バッテリー	●	不要となった廃タイヤ及びバッテリー類
自転車、バイク	●	不要になった自転車（盗難含む）やバイク
建設廃材	●	コンクリート殻など
その他	●	上記以外

※ゴミの種類1つに付き、○を1個表示しています。
同じ箇所に2件以上の場合は数字で表示しています。

関川・保倉川ゴミマップ（R6年度データ）

問い合わせ　国土交通省 高田河川国道事務所 河川管理課　TEL０２５－５２１－４５５０